

# 持ち株会社は法的責任 隠ぺいのシステムか



うえむら・たつお

1948年4月東京都生まれ。早稲田大学大学院研究科博士課程修了。専修大学法学部教授、立教大学法学部教授を経て、97年より早稲田大学法学部教授。専攻は商法・証券取引法。主な著書に「インサイダー取引規制の内規事例」、共著に「金融ビッグバン—会計と法」。

上村達男  
早稲田大学法学部教授

われわれ言論NPOが今回提出した調査報告書「経営のガバナンスはなぜ失われたのか」に対して、早稲田大学の上村達男教授からコメントが寄せられた。ほとんどのマスコミがみずほホールディングス社長・前田晃伸氏の経営責任追及に躍起になっている中、ガバナンスの欠如についてわれわれの報告書が問題提起していることを評価しながらも、持ち株会社の特殊性が前提とされていないことを指摘。法的責任の所在を明確化するのが急務だと主張する。

## 日本の持ち株会社問題

調査報告書「経営のガバナンスはどう失われたのか」は、みずほ銀行におけるシステム障害と事務処理の混乱の本質が経営問題、すなわちガバナンス自体にあるとの視点から、経営側と現場との認識の乖離、危機管理システムの欠如、ひいては、旧第一勧業銀行、旧富士銀行、旧日本興業銀行の3行対等の企業統合自体に伴う権限と責任の分散によりガバナンス機能の弱体化が生じていることを指摘している。こうした視点は今回の問題を、単に当事者たる経営者の問題に矮小化することなく、持ち株会社におけるガバナンスの欠如という普遍的問題として受け止めようとするものであり、貴重な問題意識であると評価する。

しかしその前提として、持ち株会社におけるコーポレート・ガバナンスとはそもそもいかなるものであるべきか、というイ

メージが不明確であるため、個別企業単位での問題意識と、持ち株会社固有の問題意識との区別が必ずしも明らかでない。

つまり仮にみずほ銀行が合併銀行であった場合に生ずるであろう3行の人事・組織の問題、経営トップの指導力発揮にかかる問題意識と、持ち株会社だからという問題意識との相違である。

## 子会社「みずほ銀行」の責任

もともと持ち株会社化のメリットとして強調されてきたのは、各社単位での自立性・独立性の強調、責任分担すなわち意思決定の分散とホールディングスによる高度な戦略機能ないし経営管理機能の発揮にあったはずだ。みずほホールディングスの定款目的事項も「子会社とする会社の経営管理」とされており、具体的な銀行事業の遂行は子会社固有の業務である。みずほホール

ディングスは直接的な銀行業務に携わるものではないにもかかわらず、今回のシステム障害にかかわる経営トップとしてみずほホールディングスの前田社長が一貫して最高責任者として対応。子会社であるみずほ銀行の社長が表面に出てこないこと自体が、本来は奇怪なことである。持ち株会社化の過程に今回の問題の原因があるのであれば、その過程での責任者が問われるべきであるが、ともかく開業後の営業活動そのものにかかわる具体的な問題であれば、それは営業活動の主体である子会社みずほ銀行が責任主体である。みずほホールディングスは全子会社にわたる横断的な経営管理・経営戦略の当事者であり、子会社みずほ銀行に対しては100%株主としての立場にすぎない。マスコミも本報告書も、持ち株会社に特有の状況を無視して、単純にみずほホールディングスのトップが子会社たるみずほ銀行を含む全みずほグループの最高経営責任者であることを当然視して論評を加えている。持ち株会社の特殊性がほとんど無視されている。

仮にみずほホールディングスの社長である前田社長が今回の事件の責任者であるとすると、今回の事件の被害者から取締役の損害賠償責任を問われた場合、責任主体にならなければならないはずだ。しかし商法上、子会社債権者に対して、親会社取締役が責任を負うことになっていない。こうしたことは持ち株会社に限らず、日本の親会社では日常茶飯事である。親会社はいかに日常的に子会社を支配し利益を吸収して

ない。日本のこの分野の法的状況はとても先進国とは言えない。

今回のケースでも、法的な責任主体でないみずほホールディングスの社長が国会でもマスコミでも最高責任者として扱われてきたことになる。他方、明らかに法的責任主体である子会社、みずほ銀行の社長は表面に出ていない。ここでは法的責任主体と対社会的責任主体が、一致していないのである。

子会社、みずほ銀行の取締役たちが、債権者から責任追及されるかということ、会社に対してなされることはあり得ても、直接債権者に対して公開株式会社の取締役が責任を負うことはまず考えられない。それでは株主代表訴訟によりみずほ銀行の取締役が会社に対する責任を負うかということ、みずほ銀行の株主は、100%親会社のみずほホールディングスだけであるから、責任追及される可能性はゼロである。

かつて、持ち株会社化の前に旧富士銀行や旧日本興業銀行にいたはずのたくさんの株主たちはどこに行ったのか。みずほホールディングスが発行した新株と強制交換させられたため、全員がみずほホールディングスの株主になっている。彼らはみずほホールディングスの株主であるから、みずほホールディングスの取締役に任務懈怠(かいたい)があれば代表訴訟を提起できる。しかしホールディングは銀行の日常業務を行わないため、通常任務違反が具体的な損害に結びつく状況はほとんど想定できない。

それではホールディングの株主たちが子

会社、みずほ銀行の取締役に対して株主代表訴訟を提起できるかという点、みずほ銀行の株主ではないから駄目だということになっている。日本興業銀行の取締役に対してすでに提起されていた株主代表訴訟(料亭女将に対する過剰融資と、いわゆる奉加帳問題の責任追及)ですら、持ち株会社化により(株主は持ち株会社の株主になったから)訴えの資格を喪失したとして、訴え自体が門前払いされたくらいである。まして新たにホールディングの株主が、子会社取締役の責任を追及するために株主代表訴訟を提起しても、訴えは却下されるであろう。

こう考えていくと、いくら責任追及の論陣を張っても、法的な責任追及の手懸かりがどこにもないことに気付く。日本の持ち株会社問題とは、すべてこうした法的状況の中で論じられる宿命を負っているのである。日本の持ち株会社化とは見事に法的責任隠べいの仕組みなのである。

### アメリカ・欧州の持ち株会社

ではアメリカで持ち株会社はどのように扱われているのか。

アメリカで持ち株会社といえば、公益事業持ち株会社と金融持ち株会社をいう。ともに会社間の統合が公的規制ないし州単位での規制によって阻まれているのを、持ち株会社によってクリアするためにとらざるを得ない形態である。また親子会社における親会社の子会社債権者や少数株主に対する責任もかねてより肯定される。特に持ち

株会社の場合には、持ち株会社株主による子会社取締役に対する直接的な株主代表訴訟(二重代表訴訟という)もとうの昔に認められてきたため、責任は一体である。欧州で持ち株会社形態がとられることはあるが、ここでもドイツのコンツェルン法にみられるように、責任は親会社ともども一体である。結局、持ち株会社化しても、情報開示も責任も代表訴訟も何もかも同じであれば、意思決定の統一は欠くし会議は増えるし、大したメリットはないからさほど話題になることもない。要するに持ち株会社は、アメリカでは仕方なく採用している形態。欧州でも、何もかも親子一体で評価されても、なおかつ要請されるよほどの事情がなければ採用されることはない。

### 企業結合法制の整備

翻って、日本でのみ、かくも持ち株会社化が流行するのはなぜか。答えは容易であろう。持ち株会社化すると従来と法的な状況が一変し、従来負っていた責任は負わなくてよくなる。代表訴訟は排除でき、雇用契約も見直すことができ……という具合に、普通ではやれないことを法の空白が可能にしてくれるからである。日本でもかねてより、学会を中心に欧米並みの企業結合法制を整備すべきとの主張は繰り返されてきたが、経済界は一顧だにしてこなかった。日本の恥ずべき法制である。

ともあれ持ち株会社化がこれほど多くの法的メリットをもたらすのであれば、それを採用した上でみずほホールディングスの

社長が責任者として振る舞えば、経営・管理どころか日常業務についても今まで通り事実上指導力を発揮し、かつ法的な責任主体ではないのであるから、これほど都合の良い話もないであろう。

みずほ銀行について今回の問題が提起する根源的な問題はこうしたところにある。すべては経営上の改善策以前の問題であることを物語っている。

「報告書」は法的な評価を行うものではない。しかし、結局ここで指摘されている持ち株会社におけるコーポレート・ガバナンスの問題提起が、より本質的な問題を的確に突いた結果になっていることに気付くであろう。